

事業系ごみについて

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）とは

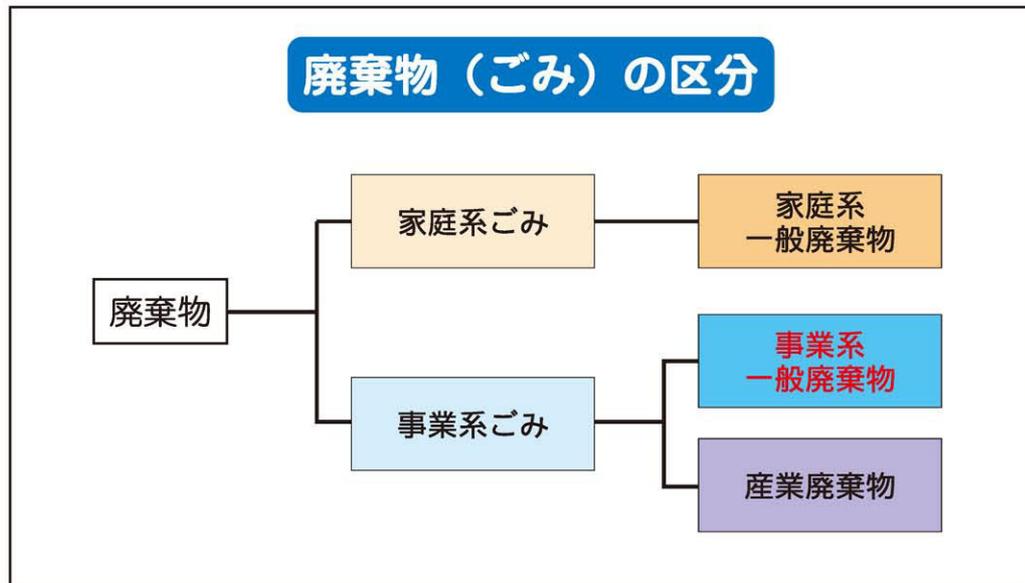
お店や事業所などの事業活動から出るごみです。

処理責任について

事業活動から出るごみは、事業者自身が自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）

事業者とは

工場、事務所、商店、飲食店などの営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、教育施設、NPO法人、宗教法人、農業、漁業も事業者には該当します。



- 家庭系一般廃棄物……市に処理責任があります。
- 事業系一般廃棄物……事業者に処理責任があります。
- 産業廃棄物……事業系ごみのうち法で定められた20種類の廃棄物

処理方法

以下の2つの方法があります。

- ①許可を持った一般廃棄物収集運搬業者と契約を結び、処理を委託する。（P.18に掲載しています）
- ②自ら市の処理施設（南環境センター）に搬入し、処理する。

店舗兼住宅など、家庭ごみと区別することが難しい場合は例外的に認めていますが、一時多量に出る場合などは、家庭ごみと一緒にせず、上記の方法で処理をしてください。

のごみ出し
燃やすごみ
燃やさないごみ
かびん
ペットボトル
紙類
粗大ごみ
環境美化
南環境センター
事業系ごみ
市では処理できないもの
災害ごみ
分別品目表
回収拠点